

令和8年度 朝の子どもの居場所づくりモデル事業 利用のご案内

保護者の就業と子育ての両立を支援するため、登校前の子どもの居場所をつくり、見守りを行うものです。保護者が朝早く出勤する場合でも、子どもを家に残すことなく、安心して仕事に行けるように、志木小学校をモデル校として、埼玉県内初となる朝の子どもの居場所づくりを実施しています。

◎本事業は、埼玉県と連携したモデル事業です。令和7年6月から実施しています。

□ 実施内容

- (1) 対象学年 志木小学校 1年生～6年生
- (2) 実施場所 いろは遊学館
- (3) 定 員 30人
- (4) 実施時間 午前7時～午前8時（受付は午前7時40分まで）
- (5) 実 施 日 月曜日～金曜日（長期休業中も実施）
 ※長期休業中は、放課後志木っ子タイム（学童保育クラブ又は放課後子ども教室）の利用者に限ります。
なお、新1年生は4月1日から入学式当日までの間は、放課後子ども教室のみの申込者は利用できません。
 ※埼玉県民の日、学校の振替休日は実施します。
- なお、以下に掲げる日程は実施しません。
- ・土曜日及び日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (6) 利用開始日 令和8年4月1日
- (7) 利用料金 無料

□ 利用対象の児童について

- (1) 保護者の就業のために本事業の利用が必要なご家庭の児童。
- (2) 保護者の方がお子さんに付き添い、いろは遊学館実施場所までお越しいただけるご家庭の児童。
- (3) 本事業は保育ではありません。お子さんには、登校前の準備や読書などをして静かに過ごしていただきますので、事業の趣旨をご理解のうえ、お申込みいただけます。

□ 利用登録・利用にあたっての留意事項

- 本事業を利用する際は、事前に「利用登録申請」が必要です。
- 利用の際は、市役所から送付される登録証をご持参ください。登録がないお子さんは利用ができません。
- 保護者の方が児童に付き添い、実施場所までお越しください。
- 午前7時前の来館はご遠慮ください。
- 最終受付は午前7時40分です。午前7時40分までに実施場所にお越しください。
- 駐車場はありません。路上駐車はおやめください。
- この事業を利用する際は、朝の通学が別になる旨を、必ず「通学班」に連絡してください。
- 実施場所で朝食等を食べることはできません。水筒での水分補給は可能です。
- カードゲームやトランプなどの遊び道具の持ち込みはできません。折り紙、ぬり絵、ドリルなどは持参が可能です。
- 申込み人数が定員を超えた際は受入れができるよう調整させていただきますが、実施場所の定員等により、やむを得ず人数の調整が必要な場合は、低学年を優先させていただくことがあります。
- 天候不良などで学校が休校又は始業時間が遅れる場合は、実施しません。ただし、登校時間は保護者の判断に委ねる（遅刻扱いにしない）となった場合は、実施します。
- 運用を途中で変更する場合があります。
- 本事業に関する問合せは、志木市役所子ども支援課へお願いします。

【連絡先】

志木市役所 子ども・健康部 子ども支援課 子ども政策グループ
電話番号：048-473-1111 内線1075、1076
午前8時45分～午後4時30分（土・日・祝日を除く）
メールアドレス：kodomo@city.shiki.lg.jp

□ 利用登録申請方法

（1）必要書類 就労証明書

※令和8年度志木市学童保育クラブの申請時に志木市へ提出済みのご家庭は提出不要です。内容に変更があった場合は提出が必要です。
※就労証明書の提出が遅れる場合は、子ども支援課へご相談ください。

（2）申請期間

4月からの利用を希望する場合は、**令和8年2月25日（水）までに** 申請をしてください。
それ以後も随時、受け付けます。但し、令和8年4月から利用できない場合があります。

(3) 申込方法 いずれかの方法でお申込みください。

①電子申請



URL : <https://logoform.jp/form/oyr6/1407817>

②子ども支援課窓口に持参

受付時間 午前8時45分～午後4時30分 (土・日・祝日を除く)

③郵送

※②又は③で申込みの方は、利用登録申請書を記入し、就労証明書と併せてご提出ください。

※利用登録申請書、就労証明書のダウンロードはこちらからもできます。

(志木市子ども・子育て応援サイト)



URL: <https://www.city.shiki.lg.jp/kosodate/shikikko/38003.html>

□ 利用までの流れ

利用登録申請

4月からの利用を希望する場合は

令和8年2月25日(水)までに

電子申請、又は市役所子ども支援課窓口、又は郵送でお申込みください。

*やむを得ず人数の調整が必要な際は、低学年を優先させていただく場合があります。

登録完了

令和8年3月中旬までに

市役所から登録証（保護者用・児童用）を送付します。

利用開始

*登録証（保護者用・児童用）をご持参ください。

*保護者の方がお子さんに付き添って、必ず、いのち遊学館実施場所までお越しください。

□ Q&A

Q1 児童はどのように過ごすのですか？

A1 学校生活と同様に基本的な決まりを守りながら、登校前の準備や読書などをして過ごしていただきます。

Q2 朝食を持たせることはできますか？

A2 飲食はできませんので、ご自宅で朝食をとってからお越しください。水筒での水分補給は可能です。

Q3 就業以外の理由では利用できないのですか？

A3 就業以外の理由で利用を希望される保護者の方は、子ども支援課へご相談ください。

Q4 見守り員は何人いるのですか？ 見守り員は何か資格を持っていますか？

A4 最低2人以上の見守り員を配置します。お子さんの人数により変更になる場合があります。見守り員は特に資格を必須としていません。

Q6 利用登録の申請時に、利用予定の頻度や曜日・時間帯、長期休業中の利用の有無について回答しました。変更する場合は連絡や届け出が必要ですか？

A6 就労証明の内容に変更がない場合は、連絡や変更の届け出は不要です。会議のため早く出勤するので利用したい、一時的に出勤する曜日が変わり利用したい場合などは、連絡や届け出をすることなく利用できます。就労証明の内容に変更がある場合は、改めて就労証明書を提出してください。

